

Press Release

2021年12月22日
中部電力株式会社

浜岡原子力発電所3号機および4号機の 原子炉設置変更許可申請書の補正書の提出について

当社は、新規制基準への適合性確認審査のため、浜岡原子力発電所3号機および4号機の原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出（注1）していますが、本日、この申請の一部を補正する「補正書」を提出しましたので、お知らせします。

今回の補正は、基準地震動の策定における「震源を特定せず策定する地震動（注2）」に係る新規制基準が一部改正されたことを受け、新たに規定された「標準応答スペクトル（注3）」に関する評価結果を追加するもので、原子力規制委員会の指示（注4）に基づいて提出するものです。

当社は、引き続き、原子力規制委員会による審査に真摯に対応し、速やかに新規制基準に適合しているとの確認をいただけるよう最善の努力を尽くしてまいります。

注1 浜岡原子力発電所3号機：2015年6月16日提出
浜岡原子力発電所4号機：2015年1月26日提出

注2 「震源を特定せず策定する地震動」とは、基準地震動の策定において、詳細な調査による活断層の有無に関わらず考慮する地震動で、震源と活断層との関連付けが困難な過去に発生した地震で得られた観測記録を基に策定する地震動

注3 「標準応答スペクトル」とは、「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当たり全国共通に考慮すべきものとして、原子力規制委員会が多数の地震観測記録に基づき策定した地震動

注4 2021年4月26日付けで原子力規制委員会から発出された指示文書で、基準地震動の策定にあたり考慮する「震源を特定せず策定する地震動」に関して、標準応答スペクトルに基づく評価結果等を記載した申請を2022年1月20日までに行うよう求めたもの

別紙 浜岡原子力発電所3号機および4号機の原子炉設置変更許可申請書の補正の概要

以上

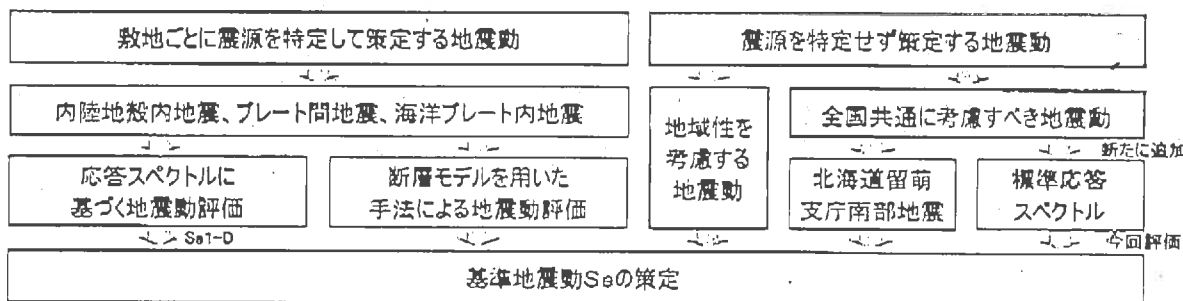
浜岡原子力発電所3号機および4号機の 原子炉設置変更許可申請書の補正の概要

1 補正の経緯・概要

原子力発電所の耐震設計に用いる基準地震動は、敷地周辺の活断層調査結果やプレート間地震等を検討して策定する「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と、震源と活断層の関連付けが困難な過去に発生した地震の観測記録を基に策定する「震源を特定せず策定する地震動」により策定します。

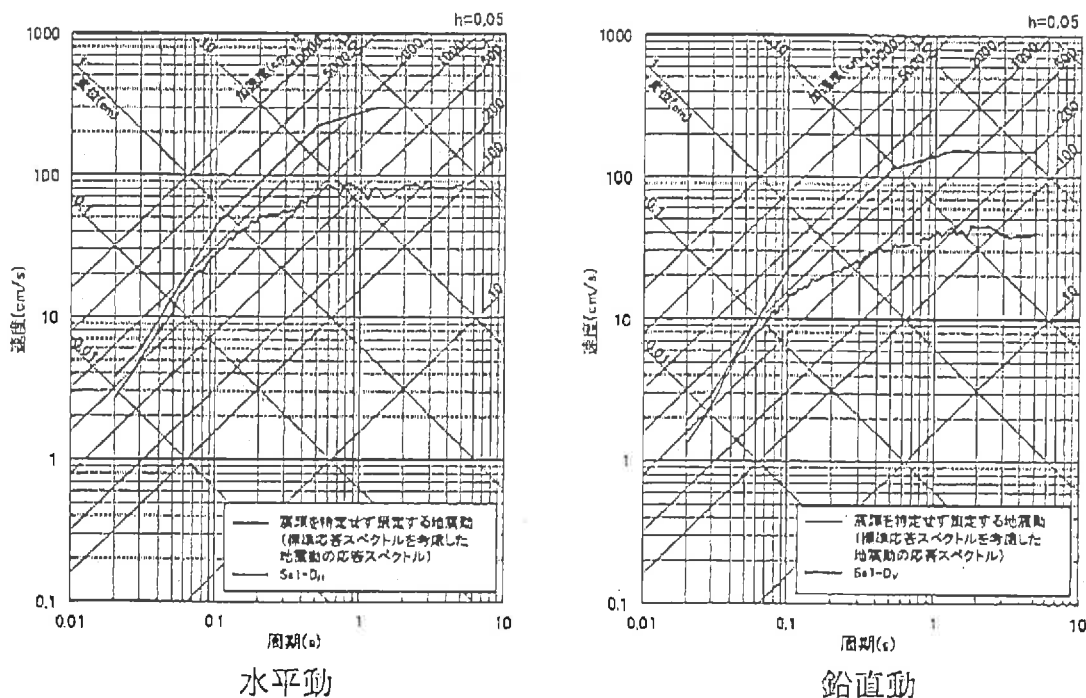
このうち「震源を特定せず策定する地震動」について、2021年4月に新規制基準が一部改正され、原子力規制委員会が多数の地震観測記録に基づいて策定した「標準応答スペクトル」に関する評価が新たに規定されました。

当社は、この「標準応答スペクトル」を考慮した地震動評価を行い、その評価結果を追加する原子炉設置変更許可申請書の補正を行いました。



2 標準応答スペクトルを考慮した地震動の評価結果

標準応答スペクトルを考慮した地震動を評価した結果は下図のとおり。南海トラフ沿いのプレート間地震等を検討して策定した基準地震動 S_{s1-D} を下回っている。



以上